

山口県報

令和6年
7月5日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………
- 公告
防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………
- 選管告示
不在者投票のできる介護老人保健施設の指定……………
- 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定……………
- 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………
- 不在者投票のできる介護医療院の指定に関する告示の一部改正……………
- 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の廃止……………
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………

山口県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年七月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 別府田布施停車場線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字下田布施字南木村三二七五の一地先から同郡同町同大字高津布施三四四七の九地先まで	新	旧	最狭 一七・〇	六五四・三	道路改良工事の完了による。
	最狭 一七・七		六五四・三		

山口県告示第百二百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 別府田布施停車場線	熊毛郡田布施町大字下田布施字南木村三二七五の一地先から同郡同町同大字高津布施三四四七の九地先まで	令和六年七月六日

(二二五) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和六年七月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

令和六年八月二日(金曜日)午後二時
開催の場所

二 開催の場所
防府市緑町一丁目九番二号
防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和六年七月二十六日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和六年七月二十六日までの消印のあるものに限り、公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができません。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三三三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市駅南町一三番四〇号

防府市土木都市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

令和六年七月五日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
	医療法人睦会介護老人保健施設ナイスケアまほろば	光市大字岩田二四七七			令和六、	六、	一八		

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第十号)の一部を次のように改正する。

令和六年七月五日

「光市介護老人保健施設 ナイスケアまほろば	光市大字岩田二四七七	平成二二、	五、	一八
周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑	大島郡周防大島町大字西安下庄	〃	〃	〃
「周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑	大島郡周防大島町大字西安下庄	平成二二、	五、	一八

山口県選挙管理委員会告示第四十号

不在者投票のできる介護医療院の指定に関する告示(平成三十一年山口県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和六年七月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「介護医療院もみじ」を「介護医療院さくら寮」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成五年山口県選挙管理委員会告示第八十七号）は、廃止する。

令和六年七月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年七月五日

山口県知事 村岡嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

放置駐車違反管理システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部交通指導課ほか二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和六年七月五日から同年八月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通指導課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通指導課

(三) 受領期限

令和六年八月二十八日午後五時（入札書を持参する場合は、令和六年八月二十九日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階交通部会議室

(二) 日時

令和六年八月二十九日午後二時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通指導課（電話〇八三一九三三―〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of system for parking violation management

(3) Period of use: From March 1, 2025 to February 28, 2030

(4) Place of use: Traffic Guidance Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 2 places

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Traffic

Guidance Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters,
1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M August 28, 2024 (If brought in person:
2:00 P.M August 29, 2024)